



発行 東京都

目次

107

規則（教）

- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…一
- 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則…二
- 学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則…三
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…三
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正…四
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正…四
- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正…四
- 東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程…五
- 東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程…六

雑報

規則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会規則第二十九号

東京都教育委員会

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に、「の年次有給休暇は、」を「及び条例第四条第二項に規定する職員の年次有給休暇は、教育職員等以外の職員の場合は半日又は一時間を、教育職員等の場合は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、教育職員等以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を教育職員等以外の職員に与えてはならない。

第十一条第六項ただし書を削り、同条第七項中「第四項第三号」を「第五項第三号」に、「第四項第四号」を「第五項第四号」に改める。

第二十三条の三第一項中「（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）」を削る。第三十一条中「第八条第一項及び第二項」の下に、「第十一条第三項」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十三条の三第一項の改正規定は、平成三十年一月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「百四十万円」を「百三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成三十年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(扶養手当に係る特例措置)

第二条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年東京都条例第六十八号。以下「条例」という。)付則第七項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合は、施行日の前日(以下「基準日」という。)において、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則第五条第一項の規定による認定を受けている扶養親族(条例第十二条第二項に規定する扶養親族をいう。以下単に「扶養親族」という。)(以下「特定扶養親族」という。)の収入の合計額(この規則による改正後の学校職員の給与に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。))第五条第二項第一号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下単に「収入の合計額」という。)(が年額百三十万円以上百四十万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額百三十万円以上百四十万円未満である場合とする。

2 前項の場合において、東京都教育委員会は、改正後の規則第五条第二項第一号の規定にかかわらず、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

第三条 条例付則第七項に規定する人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。

- 一 前条第二項の規定により扶養親族の認定を受けた者(以下「認定扶養親族」という。)(に係る扶養手当については条例第十二条第三項又は第四項の規定により算定された額の二分の一に相当する額
- 二 前号に規定する者以外の者に係る扶養手当については条例第十二条第三項又は第

四項の規定により算定された額

2 認定扶養親族である子が、基準日において条例第十二条第四項に規定する特定期間にある子でない場合であつて、当該子が施行日以後に同項に規定する特定期間にある子となるときは、前項第一号の算定に当たっては、条例第十二条第四項の規定を適用しない。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十一号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則(昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二を次のように改める。

第三条の二 削除

第四条第一項中「前条」を「第三条」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第二事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表	
(一)	職務の級が四級である職員
	職務の級が三級である職員のうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)により統括課長代理に認定された職員(以下「統括課長代理」という。)
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)
	職務の級が二級である職員
	百分の十五
	百分の十
	百分の六
	百分の三

別表第二技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)		職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理	百分の十
技術職員給料表(四)		職務の級が二級である職員 職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
		職務の級が二級である職員	百分の三
		職務の級が三級である職員	百分の六
		職務の級が二級である職員	百分の三

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十二号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則(昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「期末手当規則第三条の二」を「条例第二十四条第二項の表」に改め、同項第二号中「一万分の八千十」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万四千」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第三号中「一万分の八千」を「一万分の九千」に、「一万分の一万三千五百」を「一万分の一万五千」に改め、同項第四号中「一万分の四千六百七十二・五」を「一万分の五千百十七・五」に、「一万分の八千」を「一万分の八千五百」に改め、同項第五号中「一万分の三千七百八十二・五」を「一万分の四千二百二十七・五」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第六号中「一万分の三千八百二十五」を「一万分の四千二百七十五」に改める。

第六条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

別表第一事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が三級である職員
---------------------	--------------

別表第一技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員
技術職員給料表(四)	職務の級が三級である職員

別表第三事務職員給料表及び技術職員給料表(一)の項を次のように改める。

事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	職務の級が四級である職員	百分の十五
	職務の級が三級である職員のうち、東京都教育庁等統括課長代理の認定等に関する規程(平成二十七年東京都教育委員会訓令第十二号)により統括課長代理に認定された職員(以下「統括課長代理」という。)	百分の十

	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三

別表第三技術職員給料表(三)の項及び技術職員給料表(四)の項を次のように改める。

技術職員給料表(三)	職務の級が三級である職員のうち、統括課長代理	百分の十
	職務の級が三級である職員(加算割合が百分の十である職員を除く。)	百分の六
	職務の級が二級である職員	百分の三
	職務の級が三級である職員	百分の六
技術職員給料表(四)	職務の級が二級である職員	百分の三

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条の四第一項第一号、第六条の四、別表第一及び別表第三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第十号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

第一条の二の次に次の一条を加える。

（任命権者が定める職場）

第一条の三 条例第三条第二項に規定する任命権者が定める職場は、東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）第二条に定める教育庁の分課のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職場とする。

第二条第二項中「別表第二」を「別表第三」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」を「教育長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三条第二項に規定するフレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

第六条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。 ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定し、また、教育長が別に定める職員については、命令権者は、午前休憩型又は午後休憩型のいずれかの型を採用し、各職員について休憩時間を指定する。
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	
午前八時十五分（総務部教育情報課に勤務する職員に限る。）	午後五時（総務部教育情報課に勤務する職員に限る。）	
午前八時三十分	午後五時十五分	
午前九時	午後五時四十五分	
午前九時三十分	午後六時十五分	
午前九時	午後六時四十五分	
午前九時三十分	午後七時十五分	
午前十一時	午後七時四十五分	

備考 条例第四条第一項ただし書の規定（フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。）を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時三十分又は午後八時とする。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令 (議)

●東京都議会議長訓令第二号

東京都議会議政局

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（昭和三十九年東京都議会議長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

午後一時から午後二時まで

平成二十九年十二月二十二日

東京都議会議長 尾崎 大介

第三条の二の次に次の一条を加える。

(任命権者が定める職場)

第三条の三 条例第三条第二項に規定する任命権者が定める職場は、東京都議会議会局組織規程(昭和五十一年東京都議会議長訓令第一号)第二条に定める部の分課に属する職員の勤務する職場とする。

第四条第一項中「別表」を「別表第二」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第三条第二項に規定するフレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第四条関係)

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあつては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	
午前八時三十分	午後五時十五分	
午前九時	午後五時四十五分	
午前九時三十分	午後六時十五分	
午前十時	午後六時四十五分	
午前十時三十分	午後七時十五分	
午前十一時	午後七時四十五分	
午前十一時	午後七時四十五分	

備考 条例第四条第一項ただし書の規定(フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。)を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時

三十分又は午後八時とする。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 川澄 俊文

●東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合の職員に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「一週間について」を「四週間を超えない期間につき一週間当たり」に改め、同条第三項中「休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分(再任用短時間勤務職員にあつては、前項の規定に基づき定める時間)とする正規の勤務時間を」を「職員の正規の勤務時間について」に改める。

第十二条第一項中「月曜日」を「月曜日」に改め、「五日間」の下に「(以下「平日」という。)」を加え、同条第二項中「理事長は、」の下に「理事長が定める職場において始業及び終業の時刻について職員(育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。)(の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める職員(以下「フレックスタイム制勤務職員」という。))又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

第十四条第一項ただし書中「月曜日から金曜日までの五日間」を「平日」に改め、「できる」の下に「ものとし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日設けること

ができる」を加える。

第十六条第二項、第十七条第一項及び第二十一条第一項中「職員」の下に「(フレックスタイム制勤務職員を除く。)」を加える。

第二十三条第四項中「一の年において五日の範囲内(その年の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内)で」を削り、同条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員」に改め、「三十一時間未満の者」の下に「及び第十二条第二項に規定する職員」を、「年次有給休暇は、」の下に「半日又は」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、理事長は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第二十三条第八項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に、「第六項第四号」を「第七項第四号」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

●東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合の職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 東京都職員共済組合の職員に関する規程(平成七年東京都職員共済組合規程第八号以下「職員規程」という。)第十二条第二項に規定するフレックスタイム制勤務職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第二に定めるところによる。

別表第二(第二条関係)

正規の勤務時間の割振り		休憩時間
始業の時刻	終業の時刻	
午前七時	午後三時四十五分	正午から午後一時まで。ただし、命令権者が認める場合にあっては、当該命令権者は、午前十一時三十分から午後零時三十分まで又は午後零時三十分から午後一時三十分までのいずれかの時間を休憩時間として各職員について指定する。
午前七時三十分	午後四時十五分	
午前八時	午後四時四十五分	
午前八時三十分	午後五時十五分	
午前九時	午後五時四十五分	
午前九時三十分	午後六時十五分	
午前十時	午後六時四十五分	
午前十時三十分	午後七時十五分	
午前十一時	午後七時四十五分	
午前十一時	午後七時四十五分	

備考 職員規程第十四条第一項ただし書の規定(フレックスタイム制勤務職員に係る部分に限る。)を適用する場合における終業の時刻については、午後四時、午後四時三十分、午後五時、午後五時三十分、午後六時、午後六時三十分、午後七時、午後七時三十分又は午後八時とする。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

発行所 東京都文京区白山一丁目十三番七号 印刷所 勝美印刷株式会社

電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

電話 〇三(五三二)一一一一(代) 定価 三〇円

一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

